

情報発信に関するよくある質問Q&A

ブラッセル日本人学校
令和3年5月作成

- Q1 ホームページにて学校だよりなどを発信とあるが、不特定多数発信に際して掲載写真や動画は具体的にどのような配慮をされているか。
- A ホームページなど不特定多数発信の際は、掲載写真を削除するか、画質を落とし、個人情報特定されることがないようにしています。また、動画についてはホームページなどでの不特定多数発信は行っておりません。
- Q2 入学式や運動会など、行事写真の発信は行ってもらえないのか。
- A 行事など思い出に残る記念の写真については多くの保護者からご要望をいただいています。したがって、期間を限定して特定少数発信を行っています。その際にダウンロードすることも可能です。なお、ダウンロードに際しては他SNSサイトへの無断転載などは行わないようお願いをしています。
- Q3 児童・生徒の学校での授業の様子や生徒作品などを写真や動画で見ることは出来ないのか。
- A 特定少数発信の学校だよりや学部、学年、学級通信に掲載される写真にて見ることが可能です。また、学習発表会などの行事の際に期間を限定して動画や写真の発信を行うことがあります。ただし、動画の録画やキャプチャ、写真の無断転載などは行わないようお願いをしています。
- Q4 児童・生徒や保護者以外の特定少数に写真や動画を発信することはあるか。
- A 現地校交流や外部講師を招いての講演などを行う際、児童・生徒の写真や動画を特定少数の先方へ発信することはあります。ただし、利用目的を明確にし、先方にも本校のガイドラインを理解して頂いた上で行います。
- Q5 承諾書に承諾有無を示す選択欄がないが、これはなぜか。
- A 学校の教育活動推進のため、個人情報の適切な管理のうえ必要な情報については、「情報発信におけるガイドライン」に則り、特定少数（ブラッセル日本人学校の会員である保護者への発信や教育研究会等における説明時の写真使用など）への発信を承諾していただくということになります。これができませんと、行事等の集合写真を記念としてほしいというニーズにもお応えできないことになり、その他の教育活動において（学校ホームページの運営や外部機関とのオンライン交流等）についても支障を来す恐れがあります。ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。
- Q6 Google ドライブ上に個人情報記載されている資料などが格納されることはあるのか。
- A 「情報発信の在り方のガイドライン」に則り、紙媒体で回収した個人情報のデータ化や格納は行っておりません。また、プライバシー保護の観点から本校の取り組みとして、すべての公開フォルダ名に（公開用）の表示をつけることや安全点検時に情報セキュリティパトロールを実施して、情報の不適切な管理を防止する対策を講じています。

情報発信におけるガイドライン

ブラッセル日本人学校
平成 22 年 4 月作成
令和 3 年 5 月改訂

本ガイドラインは、ブラッセル日本人学校における、インターネットを活用した情報発信の在り方を示すとともに、児童・生徒の個人情報を保護するために定めるものである。

1 情報発信の内容について

(1) 学校と家庭、社会をつなぐ窓としての情報発信

- ア 学校独自の情報として、学校の様子、学習の成果、地域教材などを発信するものとする。
- イ 誰に向けて、何のために、どのような情報を、どの程度公開すべきかを検討する。
- ウ 掲載内容の定期的な更新に努めるものとする。
- エ 不正確な情報は掲載しない。
- オ 見てもらうための表現方法を工夫する。

(2) 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害しないように十分留意する。

2 情報発信の対象と内容

(1) 地域の方々及び日本国の関係者など不特定多数への発信について

- ア 学校ホームページにて学校だよりなどを公開する。その際、個人が特定できる情報（実名・住所・電話番号・生年月日等）や写真、動画は発信しない。
- イ 式典等、学校行事で発表された代表あいさつは、既に公的に発表されたものとして掲載することがある。
- ウ 児童・生徒の作品（絵画・作文・工作など）の掲載については、本人や保護者の承諾を得た上で発信する。
- エ 児童・生徒が映る動画や写真のみの発信は行わない。

(2) 児童・生徒・保護者など特定少数への発信について

- ア Classroom や Gmail などを利用して学部、学年通信などを公開する。その際、学校の様子がよく伝わることを優先するが、不必要に個人情報を掲載しないよう留意する。
- イ 児童・生徒の作品（絵画・作文・工作など）については、本人を讃える場合に掲載する。
- ウ 動画の発信においては、児童・生徒・保護者など限定少数に限り、特別な行事（学習発表会や懇談会、現地校交流等）のみとする。
- エ 写真のみの発信においては、入学式や卒業式など特別な行事に限りダウンロードできるようにする。
- オ 文科省や本校理事会等への公的な報告を必要に応じて行う場合がある。

3 児童・生徒の個人情報の保護

(1) 不特定多数や特定少数への発信、いずれにおいても個人情報（実名・住所・電話番号・生年月日等）の扱いには十分留意する。

(2) 紙媒体で回収した個人情報の資料については、直接のデータ化は行わず発信など行えない形で保管する。

4 発信内容の訂正及び削除について

- (1) 本人、もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しの要請があった場合、速やかに発信内容を変更する。
- (2) 日本人会やその他の組織や団体、または個人から学校が発信した内容に不適切であるなどの指摘を受けた場合、速やかに適切な処置をとる。
- (3) ホームページに掲載した個人情報は、その目的が達成されたと判断できる時点で掲載を終了する。

5 著作権について

- (1) 学校から発出される文書や学校ホームページの著作権に関しては、ブラッセル日本人学校に属する。
- (2) ホームページのリンクについては基本的にフリーとし、営利目的のリンクは著作権を行使する。
- (3) 教職員の私的なホームページや SNS は、児童・生徒の個人情報や学校の名前で情報を掲載することはできない。（教職員は位置情報その他の漏洩防止のためベルギー滞在中における私的なホームページの更新や公開型 SNS の使用は禁止しています）

6 校長の許可について

- (1) 情報発信の責任は校長にある。そのため、インターネットを活用しての情報発信（学校だよりや学級通信、写真など）は、校長の許可を得た上で発信しなければならない。

令和3年5月改訂：コロナ禍によるオンライン授業実施や学校ホームページの更新により全般的な見直しを行った。特に、不特定多数への発信（学校ホームページ）と特定少数への発信（家庭への直接メール配信等）をわけ、本校の「情報発信におけるガイドライン」に則り承諾をいただくこととした。